

保護者の皆様へ  
生徒のみなさんへ

茨木市立北中学校  
校長 岸本 済

## 地震の発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

標記の件について、茨木市教育委員会の要綱により、地震の発生時や台風による警報発令時等の対応について、下記のように規定されております。

つきましては、各ご家庭でよく見える位置に掲示して頂くか、確実に保存をして下さるようお願いいたします。

### 地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生	
	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止 (状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる)
	放課後の場合	部活動等中止 (状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる)
2	震度5弱未満の地震が発生の場合	
	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

### 警報発令時の措置

北大阪地域に「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとります。  
(なお「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校)

1	午前7時の時点での警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点での登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

※《特別警報》においても、「暴風警報」と同じ措置をとらせていただきます。

※上記の措置は、北中ホームページの「警報発令時の対応」でも確認できます。

※午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は、当日の給食提供はなしとなります。(キャンセルは必要ありません。)また、午前9時までに警報が解除されても給食提供はありませんので、各ご家庭での対応をお願いします。

※登校後に「暴風警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。緊急時の措置の場合には、PTA実行委員会などの皆様方のご協力をお願いする場合があります。止むを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。